

平成 19 年度（2007 年度）

特別支援教育に関する研究

今年度は、各小中学校から特別支援教育コーディネーターが参加し、スーパーバイザー伊藤一美先生を講師に特別支援教育コーディネーター連絡会を年間 11 回実施。その内容をまとめた。

研 究 員

箕面小学校

止々呂美小学校

萱野小学校

北小学校

東小学校

西小学校

南小学校

西南小学校

萱野東小学校

萱野北小学校

中小学校

豊川南小学校

豊川北小学校

第一中学校

第二中学校

第三中学校

第四中学校

第五中学校

第六中学校

止々呂美小学校

スーパーバイザー

星槎大学 専任講師 伊藤一美

箕面市特別支援教育コーディネーター連絡会の取り組み

(1) はじめに

学校教育法の一部改正を受け、平成 19 年 4 月 1 日から、発達障害のある通常学級在籍の幼児・児童・生徒を含め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育が本格的に推進されることになった。各学校では支援方法を検討する校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名等支援体制が整えられ、組織的・実効的な支援の推進が求められている。

本年度も、文部科学省・大阪府の「特別支援教育体制推進事業」の指定を受け、これまでの各校の取り組みを生かしながら、特別支援教育の体制作りについて研究を進めたい。

(2) 本年度の特別支援教育コーディネーター連絡会について

本年度は、平成 17 年度、平成 18 年度に実施した特別支援教育コーディネーター養成講座の発展形として、各小中学校から特別支援教育コーディネーター各 1 名の参加で、参加する先生方の要望を踏まえ、コーディネーターとしての基礎知識や実践的な内容の情報提供及び情報交換等を講座として設定した。また、名称を「特別支援教育コーディネーター連絡会」と変更し、年間 11 回の講座を設定した。(表 1 参照)

表 1 平成 19 年度 箕面市特別支援教育コーディネーター連絡会

目的：特別支援教育は学校教育全体の改革という観点を持って、本連絡会では、各校の取り組みの交流や事例検討などの研修を重ね、箕面市における特別支援教育の充実を図る。

(敬称略)

回	日時	研修テーマとその概要	講師等
1	5 月 8 日 (火) 4 : 00 ~ 5 : 15	今年度のテーマ、課題、研究体制について	
2	5 月 22 日 (火) 4 : 00 ~ 5 : 15	《学習会》・箕面市における特別支援教育 ・子ども理解 ・特性理解	特別支援教育 SV 伊藤 一美
3	6 月 4 日 (月) 4 : 00 ~ 5 : 15	《交流》 ・コーディネーターの役割 ・校内体制作り	特別支援教育 SV 伊藤 一美

4	7月23日(月) 10:00～12:00	《ワーク①》・見立てから具体的支援 (小、中分かれて)	特別支援教育 SV 伊藤 一美 巡回相談員 松原 一恵
5	8月31日(金) 2:00～4:00	《ワーク②》・見立てから具体的支援 (小、中分かれて)	特別支援教育 SV 伊藤 一美 巡回相談員 金森 裕治
6	10月22日(月) 4:00～5:15	《ワーク③》・見立てから具体的支援 (小、中分かれて)	特別支援教育 SV 伊藤 一美 巡回相談員 松原 一恵
7	※ 11月20日 (火) 4:00～5:15	《交流》 保護者対応 (中学校区ごとに)	特別支援教育 SV 伊藤 一美
8	12月11日(火) 4:00～5:15	《学習会・交流》 障害理解教育 『特別支援教育コーディネーターの役割』 —今こそ、発想の転換を！—	特別支援教育 SV 伊藤 一美 大阪教育大学准教授 富永 光昭
9	1月22日(火) 4:00～5:15	《交流》 小中連携 (中学校区ごとに)	特別支援教育 SV 伊藤 一美
10	1月31日(木) 3:30～5:30	《研修会》 『発達障害と子どもの育ち』	大阪府中央子ども家庭センター 小児精神科医 小杉 恵
11	3月7日(金) 3:30～5:15	《まとめ》特別支援教育各校交流会 『校内体制について』実践発表と交流	特別支援教育 SV 伊藤 一美 巡回相談員 金森 裕治

今年度も、市外の講師や市支援教育巡回相談員の方々にも協力いただき、各校の具体的事例についての研究や事例へのアドバイスをいただきながら研究を進めた。

第1～3回は、市内小中学校での特別支援教育体制についての交流を中心に行った。

① 校内支援体制

(校内におけるコーディネーターの役割・校内委員会の編成・ケース会議の開催等)

② 子ども理解 (見立て・アセスメントの活用状況・ケースカンファレンス)

- ③ 個別の指導計画（作成状況・保管方法・引継ぎ等について）
- ④ 具体的な支援内容及び方法（教材・教具・支援ツール等）
- ⑤ 支援体制（支援チーム・支援方法・支援内容等）
- ⑥ 関係機関との連携（巡回相談・専門機関等との連携状況・幼小中での連携）

等について各校の実態を交流した後、「子ども理解と発達障害の特性理解」についての基本的な講座を設けた。

これらの交流と研修から、各校の取組の成果を生かした特別支援教育の目指す方向性を明確にするとともに、校内全体で共通理解を踏まえた目標の設定と、一貫した支援の重要性について論じることができた。

第4～6回と9回は、ワークショップ（事例検討）の体制で構成した。

「インシデント・プロセス法」を用いた事例検討を通して、子どもの見方・捉え方、情報の整理の仕方、課題から等の対策を探った。《「インシデント・プロセス法」とは、発表者による短い象徴的な出来事（インシデント）をもとにして、参加者が質問によって事例の概要を明らかにし、課題と対策を考えていくものである。》

特に、通常の学級における特性に応じた配慮を中心に授業や学級経営の中での配慮として、『教室内の環境調整や指導方法の工夫』『分かりやすい授業』『支えあう人間関係』をキーワードに検討を重ねた。

（1）座席の工夫として、

- ① 特別な配慮を必要とする児童生徒の座席はその児童生徒の活動に目を配ることができるよう前方にする。
 - ② 隣の席には、良い影響を及ぼすことができるような児童生徒にする。
 - ③ 動きが激しいときには一人にして落ち着いてから学習に挑める様に配慮する。
- など、視力や聴力に対する支援と同様に、特別な配慮を必要とする児童への座席の配慮は何年生なっても重要であるということが確認された。

（2）板書の工夫について、

- ① 書字の大きさを配慮する。
- ② 色チョークの利用など視覚的に分かりやすい工夫や。
- ③ 見通しが持てるよう、1時間の流れの明示。
- ④ 予定の変更等がある場合には、黒板などで視覚に訴えてから納得できるように伝えていくことが大切である。

（3）教室環境の整備について、

- ① 教室の前面はできるだけシンプルに心がける。
- ② 日常的に使うもの以外は掲示せず、落ち着いた配色に心がける。
- ③ 学習の流れや足あとの掲示物は側面に掲示する。
- ④ 子どもたちが気持ちよく生活できるように整理整頓に努め、特に教師の机周りは乱雑

になりやすいので、子どもたちの手本となるよう十分に配慮する。

(4) 支援チームや通常の担任以外の支援者（アシスタントティーチャー）を活用した支援について

- ① アシスタントティーチャーは、担任とともに子どもの情報を共有し、共に子どもを育てていく観点から、特別な支援を必要とする児童生徒の支援を中心としながらも、クラス全体にかかわっていくこと。
- ② 普段は、教室の後ろで見守り、当該児童生徒が学習で苦戦しているときだけそばに近づいて支援をする。
- ③ 立ち歩き、危険な行動等については、迅速に支援する。特に教室を出て行くときには、必ず場所や安全性を確認する。
- ④ 落ち着いて学習している場合は、その児童生徒を配慮しつつ、他の児童生徒の学習支援もしていくということ

などが確認され、児童生徒のつまずきに応じた支援に焦点を当てたワークショップとなった。

第7回は、「保護者対応」における交流と特別研修を行った。

連携しにくい保護者、非協力的な保護者、拒絶的な保護者、無関心な保護者等の背景にある要因を分析するとともに、保護者連携の基本姿勢として、

- ① 個ではなく、組織（学年会や校内委員会等）として対応する。
- ② 保護者との作戦会議を大切にし、学校の価値観と保護者の価値観を共有する。
- ③ 保護者の意思・要求・願いをキャッチする。
- ④ 保護者を変えようとするのではなく、学校の方針を伝える。
- ⑤ 市内の専門機関との協力体制を構築する

等の重要性を確認することができた。

第8回と10回は、『発達障害の子どもの育ち』『特別支援教育コーディネーターの役割～今こそ、発想の展開を～』をテーマに特別研修を実施した。

特別支援教育が、校内委員会の設置やコーディネーターの任命に特化され、形だけが先行し、形骸化することなくインクルージョンを進めるために、ホールスクールアプローチの視点を踏まえ、特別支援教育の担い手は全ての教職員であるということを学校全体で確認していくことが大切である。

そのためには、何よりも障害理解教育の研修が重要であり、真の障害理解教育を進める5つのポイントとして、

- ① 障害を肯定的な視点から捉え直す。
- ② 自分たちの問題として捉えさせる。
- ③ 社会的障害の視点の重要性を伝える。

- ④ 障害のある児童生徒本人の理解の観点も考慮する。
- ⑤ 保護者等の賛同が必要である。ということが確認された。

一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を目的に、『特別支援教育』がスタートした。

地域の小中学校では、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）などを含む発達障害の児童生徒に対しても適切な支援を行うことが求められ、各小中学校でも特性理解についての研修や校内支援体制の検討が進められてきた。

発達障害の児童生徒の特性を「わがまま」や「努力不足」と捉えることなく、「学び方に特徴がある子」ということを意識して、指導に際しては、学び方の違いや特性に気づき、学びやすい方法でいねいに教えることが必要であるが、「障害に対応した専門的な指導」と難しく考えるのではなく、まずは、「分かりやすい授業の工夫」を学校全体で心がけることが大切である。

また、特別支援教育コーディネーターを中心に教員が集まり、クラスの問題事例などを持ち寄って、いつでも話し合いが持てる雰囲気ができ、「クラスの子ども」から「学校の子ども」という意識が各小中学校で広まるよう今後も研究を重ねたい。